8	⑴　茨城県水戸市宮町１―１―83　(112.90) ⑵　茨城県ひたちなか市部田野字狢3039　(70.30)	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度22分25秒東経140度34分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	⑴　群馬県伊勢崎市中央町20―24　(110.50) ⑵　群馬県佐波郡玉村町大字川井35―１　(107.40)	北緯36度19分07秒東経139度11分53秒の地点と北緯36度17分37秒東経139度08分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	⑴　新潟県燕市次新字道下1141　(46.50) ⑵　新潟県南蒲原郡田上町吉田新田字向山丁92―３　(71.50)	北緯37度41分27秒東経138度58分35秒の地点と北緯37度41分35秒東経139度04分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	⑴　岡山県倉敷市福江字瀬戸谷696―３　(269.20) ⑵　岡山県倉敷市児島赤崎1581―11　(150.60)	北緯34度30分31秒東経133度47分19秒の地点と北緯34度29分58秒東経133度47分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度29分47秒東経133度47分26秒の地点と北緯34度27分01秒東経133度47分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	⑴　岡山県倉敷市児島通生字仲谷1600―１　(82.10) ⑵　岡山県倉敷市児島赤崎1581―11　(150.60)	北緯34度27分22秒東経133度47分14秒の地点と北緯34度27分02秒東経133度47分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

1	⑴　石川県金沢市松島１―32―２　(55.10) ⑵　石川県金沢市観音堂町ト１番２　(70.50)	北緯36度33分43秒東経136度36分13秒の地点と北緯36度35分22秒東経136度36分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	⑴　広島県広島市中区中町６―６　(61.45) ⑵　広島県呉市安浦町大字中畑字立小路510―285　(850.70)	北緯34度23分25秒東経132度27分30秒の地点と北緯34度22分09秒東経132度29分37秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　愛媛県松山市和泉北１―14―11　(65.43) ⑵　愛媛県伊予市宮下字ニノウネ2240番壱　(396.50)	北緯33度49分28秒東経132度45分31秒の地点と北緯33度48分20秒東経132度45分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　愛媛県松山市和泉北１―14―11　(62.43) ⑵　愛媛県伊予市中山町出渕字大矢６番耕地751―４　(874.70)	北緯33度49分28秒東経132度45分31秒の地点と北緯33度48分08秒東経132度45分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

1	⑴　徳島県徳島市万代町二丁目５番１　(52.00) ⑵　徳島県勝浦郡勝浦町大字坂本字蜂が尻37番地13　(983.00)	北緯34度03分54秒東経134度33分35秒の地点と北緯34度03分11秒東経134度32分48秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	⑴　愛媛県松山市南堀端町２番地２　(78.00) ⑵　愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神樅ノ木乙757番地21　(1017.00)	北緯33度50分21秒東経132度45分47秒の地点と北緯33度49分29秒東経132度46分35秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　愛媛県松山市南堀端町２番地２　(84.00) ⑵　愛媛県松山市下伊台町乙409番３　(360.00)	北緯33度50分21秒東経132度45分47秒の地点と北緯33度50分43秒東経132度46分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　徳島県徳島市万代町２丁目５番１　(44.00) ⑵　兵庫県三原郡南淡町灘黒岩字タブ476　(598.00)	北緯34度03分54秒東経134度33分35秒の地点と北緯34度05分36秒東経134度36分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　香川県高松市番町４―１―10　(105.00) ⑵　徳島県美馬市美馬町字入倉812　(1054.00)	北緯34度20分24秒東経134度02分35秒の地点と北緯34度19分56秒東経134度02分36秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　香川県高松市番町４―１―10　(105.00) ⑵　岡山県玉野市八浜町見石字甲の上426―４　(395.70)	北緯34度20分25秒東経134度02分35秒の地点と北緯34度21分08秒東経134度02分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	⑴　高知県高知市丸の内２―４―30　(49.60) ⑵　高知県高知市神田字南治国谷南治国山2488―１　(322.80)	北緯33度33分47秒東経133度31分54秒の地点と北緯33度33分46秒東経133度31分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯33度33分35秒東経133度31分46秒の地点と北緯33度33分16秒東経133度31分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度33分11秒東経133度31分31秒の地点と北緯33度32分47秒東経133度31分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

1	⑴　千葉県木更津市下郡字羽黒2394―１　(169.10) ⑵　千葉県市原市平蔵字野見金向大滝3408―14　(224.20)	北緯35度20分36秒東経140度01分37秒の地点と北緯35度20分57秒東経140度05分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度20分57秒東経140度05分23秒の地点と北緯35度20分58秒東経140度05分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度20分59秒東経140度05分36秒の地点と北緯35度20分59秒東経140度05分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、